

(整理番号 419)

大阪地方最低賃金審議会

令和4年度第1回大阪府自動車小売業最低賃金専門部会 議事要旨

- 1 日 時 令和4年8月29日(月)
午後0時25分から同1時40分
- 2 場 所 大阪合同庁舎第2号館9階 共用会議室B
- 3 出席者
公益を代表する委員 1名
労働者を代表する委員 3名
使用者を代表する委員 3名
- 4 議 事
 - (1) 部会長及び部会長代理の選出について
 - (2) 議事録への署名廃止について
 - (3) 審議の進め方について
 - (4) 審議資料について
 - (5) 大阪府自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について
- 5 議事要旨
 - (1) 部会長には森委員、部会長代理には立見委員が選出された。
 - (2) 議事録への署名について、廃止することとなった。
 - (3) 今年度の大阪府自動車小売業最低賃金専門部会については、運営規程のとおり、会議及び議事録は非公開、議事要旨のみ公開、審議資料については、専門部会終了後公開とするとの確認が行われた。
 - (4) 事務局から専門部会における改正決定の必要性の有無の審議の進め方について説明が行われた。
 - (5) 事務局から審議資料について説明が行われた。
 - (6) 大阪府自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、労使から以下の主張が行われた。
 - ・ 労働者代表委員からは、自動車は取り扱いを誤ると人命にかかわる商品であり、それを販売し、性能を維持するメンテナンスを行う責任の重大性は他の商品と比べものにならないため、販売技能やノウハウを持った販売員と整備サービスを担う国家資格を持った技能

者の確保が必要である等の理由から改正決定の必要性は有りとする主張があった。

- 使用者代表委員からは、自動車小売業が特定最低賃金業種として指定されているが、ここ数年地域別最低賃金との差が1円しかなく、自動車小売業とはいえあくまで小売業であり、特別な産業分野として位置付ける必要はない等の理由から改正決定の必要性は無しとする主張があった。

(7) 次回は、本日の議論を踏まえ、引き続き審議を進める旨労使双方にて確認され、審議は終了した。